

# E i w a N e w s

令和7年度税制改正大綱の概要

令和7年1月  
( No. 234 )

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

本年も一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、昨年12月20日に令和7年度税制改正大綱が発表されました。

今回は、令和7年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

## [1] 個人所得課税

### 基礎控除の引き上げ

合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額を58万円に引き上げる（現行：48万円）。

※上記改正は令和7年分以後の所得税について適用し、源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

### 給与所得控除の引き上げ

最低保障額を65万円に引き上げる（現行：55万円）。

※上記改正は令和7年分以後の所得税について適用し、上記改正に伴う給与所得の源泉徴収税額表及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

### 特定親族特別控除（仮称）の創設【いわゆる年収103万円の壁の見直し】

① 居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次の控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

② 上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。

※上記①の改正は令和7年分以後の所得税について、上記②の改正は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとする。

## 上記改正に伴う所要の措置（令和7年分以後の所得税について適用）

- ① 各種規定の合計所得金額要件等を引き上げる。
  - イ. 同一生計配偶者及び扶養親族：58万円以下（現行：48万円以下）
  - ロ. ひとり親の生計を一にする子：58万円以下（現行：48万円以下）
  - ハ. 勤労学生：85万円以下（現行：75万円以下）
- ② 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円（現行：55万円）に引き上げる。

## [2] 法人課税

### 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の2年延長及び引き上げ

- ① 本特例の適用期限を2年延長する。
- ② 所得金額が年10億円を超える事業年度について、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる。  
※適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。  
※令和7年4月1日以後に開始する事業年度より適用する。

### 防衛特別法人税（仮称）の創設

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。

<算式>

$$\left( \text{基準法人税額（注1）} - \text{基礎控除額年500万円} \right) \times 4\% - \text{各種税額控除（注2）}$$

(注1) 以下の制度適用前の金額（附帯税を除く）

- ① 所得税額の控除
- ② 外国税額の控除
- ③ 分配時調整外国税相当額の控除
- ④ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ⑤ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ⑥ 控除対象所得税額等相当額の控除

(注2) 各種税額控除

- ① 外国税額の控除
- ② 分配時調整外国税相当額の控除
- ③ 控除対象所得税額等相当額の控除
- ④ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、  
よろしく願い申し上げます。